兵庫県美方郡新温泉町用土字家ノ奥一五番二　一号
一五番四　二号
一六番三　三号
一四番二　四号
二三番二　五号
ハ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
兵庫県美方郡新温泉町用土字家ノ奥一番から三番まで
四番一及び四番二
五番
六番一及び六番二
七番及び八番
九番一及び九番二
一〇番二
一一番一及び一一番二
一二番及び一二番一
一三番
一三番二
一六番二及び一六番三
一六番五及び一六番六
一七番及び一七番一
一八番
一九番二
二〇番二
二一番一から二一番四まで
二二番
二三番
二四番三及び二四番四

○防衛省告示第百六十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年九月十七日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年十月一日から同年十一月三十日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒

(イ)　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒

(ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒

(エ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒

実施艦　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第三百五十五号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十二年九月十七日

関東地方整備局長　菊川　滋

名称　国営常陸海浜公園

位置　茨城県ひたちなか市阿字ヶ浦町

区域　別紙図面のとおり（略）

（関東地方整備局に閲覧所を設け、平成二十二年九月十七日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十二年十月一日

○北陸地方整備局告示第百四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号及び二百九十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
村上市上助渕字谷地一七五五番一から同市上助渕字谷地一八四三番三まで	前	一五・一〇～二〇・七〇メートル	〇・三一三キロメートル
	後	一六・〇〇～三六・〇〇メートル	〇・三一三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第百五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
加賀市箱宮町レ四七番一から同市箱宮町ヌ七二番一まで	前	三八・五〇～一一四・〇〇メートル	〇・三三一キロメートル
	後	四四・〇〇～一一四・〇〇メートル	〇・三三一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第百六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	小松市矢田野町井二一番一から加賀市箱宮町ヌ七二番一まで	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年九月十八日

○中部地方整備局告示第百二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

中部地方整備局長　富田　英治

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
静岡市清水区興津中町字往還道東七一八番一から同市駿河区丸子字泉ヶ谷三〇四七番二まで	前	B　七・二〇～九・〇〇メートル	一〇・〇〇～一六三・〇〇メートル	二四・一二〇キロメートル
	後	A　七・二〇～九・〇〇メートル B　七・二〇～九・〇〇メートル	一〇・〇〇～一六三・〇〇メートル 二四・一二〇～二四・二三〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

二　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
塩尻市大字大門字桔梗ヶ原一〇七九番六三から同市大字大門字桔梗ヶ原一〇五九番一八まで	前	一八・二二～三三・五五メートル	〇・一八一キロメートル
	後	一八・二二～三三・五五メートル	〇・一八一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所